

憲法に関する知事のご見解をおたずねします。

憲法 96 条は、憲法改正の発議権は国権の最高機関である国会にあると明記しています。ところが安倍首相は 5 月 3 日、憲法 9 条に自衛隊を明記する憲法改正をおこなう、2020 年の施行をめざすと明言されました。憲法改正議論の方向性を指示したのは、歴代首相の中でも初めてのものです。この発言は、国務大臣、国会議員その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負うとなっている憲法 99 条に違反する行為であります。こうした批判に対し、安倍首相は首相としてではなく自民党総裁としての発言であるとおっしゃっていますが、首相は 24 時間首相であって、立場を使い分けようとする行為自体が不適切であります。しかも期限を区切って憲法改正の具体的な中身にまで言及されたことは、政府の長が、改憲の発議権を持つ立法府である国会に介入したものにほかならず、憲法が定める三権分立の原則に反するものでもあります。

そこで蒲島知事にお尋ねします。知事はこれまで意見が分かれる国政上の問題については知事としての言及を控えるとの立場をとっておられますが、この問題は憲法にかかわる問題であり、また知事自身も擁護義務を負っておられる問題であります。そのお立場から、今回の安倍首相の憲法改定発言に対しては、疑問の声、もしくは抗議の声をお上げになるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

<切り返し>

安倍首相の憲法改定の提案は、9 条 1 項、2 項はそのままにしておいて、3 項に自衛隊を明記する、とのことあります。しかしこれには布石があります。安倍首相のブレーンと報道されている日本会議の伊藤哲夫・日本政策研究センター代表が、昨年 8 月「憲法 9 条に 3 項を加え、ただし前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではないといった規定を入れる、との提案をおこなっています。さらに 10 月には、同センターの小坂実研究部長が、「戦力の保持を禁じ、自衛隊の能力を不当に縛っている 9 条 2 項は、今や国家国民の生存を妨げる障害物。速やかに 9 条 2 項を削除するか、あるいは自衛隊を明記した第 3 項を加えて 2 項を空文化させるべきである」と、あけすけに語っておられます。9 条 2 項の空文化、死文化ということは、事実上憲法 9 条の精神を 180 度転換させる重大な内容であります。安倍首相のブレーンとされているところからの改憲の提案が、首相の口から現実に出てきたというところに今回の問題の重大性があります。

それはさておき、私が先ほど問題だとして申し上げたことは、たとえ安倍首相が憲法改正を党是とする自民党の総裁であったとしても、首相に選ばれている以上は、首相が負っている憲法尊重擁護義務という責任を守らなければ、立憲主義も三権分立も壊れてしまうという問題であります。早い話が、これはルールでありますから、ルール違反をしてはいけませんという話であります。知事はもとより、自民党の皆さんも一緒になってそういう声をあげていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。